



# 瑞浪市産後ケア事業



瑞浪市では、産後も安心して子育てができるよう、産後のママと赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施しています。宿泊型・通所型・訪問型の3タイプがあります。ご家庭の状況に合わせてご利用ください。いずれも事前申請が必要です。

内容 ●授乳相談、乳房ケア、育児相談、ママの健康管理  
●沐浴指導、赤ちゃんの発育状況の確認 など

## 宿泊型（お泊り） 産科に宿泊するタイプです。食事がついています。

医療機関	市立恵那病院（恵那市）	公立東濃中部医療センター（土岐市）	ローズベルクリニック（可児市）	中西ウィメンズクリニック（多治見）
利用できる期間	生後4か月未満の赤ちゃん		生後1か月未満の赤ちゃん	生後3か月未満の赤ちゃん
利用時間	10時から翌日の15時	10時から翌日の15時	10時から翌日の17時	10時から翌日の16時
利用料（1泊2日）	6,000円	6,000円	4,400円	5,000円
備考	赤ちゃんと同室になります。	赤ちゃんを別室でお預かりできます。		

## 通所型（通い） 産科に出かけるタイプです。

医療機関	塚田レディースクリニック（瑞浪市）	公立東濃中部医療センター（土岐市）
利用できる期間	生後5か月頃までの赤ちゃん	生後4か月未満の赤ちゃん
利用時間	火曜日または金曜日の13時から17時	月曜日～金曜日の10時から17時まで
利用料	1,800円 双胎：2,300円	1,500円
食事	なし	あり
備考	●ママの休憩時間中は、赤ちゃんを別室にてお預かりできます。	●ママの休憩時間中は、赤ちゃんを別室にてお預かりできます。

## 訪問型（訪問） ご自宅に訪問するタイプです。

●岐阜県助産師会に所属する助産師がご自宅に訪問して、ケアを実施します。

利用できる期間	産後1年未満のママと赤ちゃん
利用できる時間	1回あたり2時間程度
利用料	1,000円

### ●●注意事項●●

- ①医療的な管理が必要な場合は、利用できません。
- ②利用料は直接医療機関にお支払いください。非課税世帯は利用料の減免があります。
- ③上のお子さんの託児には対応できません。
- ④利用できる日数の上限は各7日です。
- ⑤流産・死産された方も利用できます。

申込み・問合せ先 瑞浪市役所こども家庭課（保健センター内） 電話 0572-68-9210



# 利用の流れ



～赤ちゃんが生まれたら～

宿泊型・通所型の場合

①産後ケア事業利用申請書を、こども家庭課へ提出します。

申請書は、出生届の手続きの際に、こども家庭課でお渡します。

②利用に向けて、利用する医療機関に提供する情報（出産時の様子、児の様子、産後ケアで受きたい内容等）を確認します。

③利用希望日での利用が可能であれば、利用決定通知書を受け取ります。

④利用決定された日に、お出かけください。

⑤利用料は、直接医療機関にお支払いください。

訪問型の場合

①②③は、宿泊型・通所型と同じですが、2回目以降の利用については、直接訪問する助産師と日時を決めることができます。

④訪問を受ける。

⑤利用料は、直接訪問した助産師にお支払いください。

お願い

①利用をキャンセルされる場合は、利用日前日の15時までにこども家庭課(0572-68-9210)に電話してください。

土日祝日の場合は、医療機関に直接連絡してください。

②感染症が疑われる場合は、利用を控えてください。

③利用する医療機関のご案内を一読し、必要なものは、各自準備してください。

～赤ちゃんが生まれる前から利用を決めておきたい～

計画的に利用申請書を提出することも可能です。

詳しくは、こども家庭課へお尋ねください。

